## (様式2)

地方自治法(昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号)第 234 条第 2 項、地方自治法施行令(昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号)第 167 条の 2 第 1 項第 5 号及び横浜市契約事務委任規則第 4 条第 4 項第 2 号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和4年12月21日

横浜市契約事務受任者横浜市教育委員会教育次長

- 1 契約の概要 旧いちょう小学校受水槽ボールタップ止水不良修繕
- 2 履行(納品)場所 旧いちょう小学校(横浜市泉区上飯田町 3220-4)
- 3 契約日 令和4年4月4日
- 4 履行日又は履行期間 令和4年4月4日から令和4年4月20日まで
- 5 契約金額 41,800円
- 6 契約の相手方(名称及び所在)住所 横浜市西区久保町4番12号名称 三ツ矢設備工業株式会社 代表取締役 田中 孝行
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由 旧いちょう小学校はコミュニティハウスがあるほか、地域住人のためのスポーツ利用や 学習支援教室等で利用されており、早急に受水槽の修繕を行なう必要があったため。
- 8 契約の相手方の選定理由 有資格者名簿から学校施設を熟知しており、迅速に対応可能な業者を選定した。
- 9 所管課 教育委員会事務局 教育施設課